



市政説明会を開催します

◎テーマ「山陽消防署の建設計画について」

今回のテーマは、山陽消防署の建設計画です。山陽消防署は、住民の命と財産を守る重要な施設ですが、老朽化が進み安全性に問題を生じており、速やかな建替えが必要となっています。そこで、加藤交差点近くの国道316号沿いに適切な土地がありましたので、この土地を購入して新築するために必要な予算を計上し3月の議会に議案として提出しましたが、修正となり、建替えに遅れが出そうです。

このような状況にあって、市長自らに関係する地域に出向き、この課題について説明し、住民のみなさんのご意見をお聞きします。

お住まいの地区に限らず、どの会場

でも参加できますので、お誘い合わせのうえ、お越しください。

◎日程

とき	ところ
5月30日(月)	出合公民館
6月1日(水)	厚陽公民館
6月2日(木)	保健センター

※時間はいずれも14:00からです。



▲市政説明会のようす

〈問い合わせ先〉生活安全課 (☎ 82・1133)



消費生活センターからのお知らせ

◎消費生活相談事例をご紹介します

＜相談＞

「不要な貴金属やアクセサリーを売ってください。高く買い取ります」という業者がきたが？

突然「不要な貴金属やアクセサリーを売ってください」と業者が家に訪ねてきた。「不要なアクセサリーはない」と答えたが、私の身につけているものを指し「それ(アクセサリー)を買いましょう」と強引に話を進めてきた。不審に思い断ったが信用できるだろうか。

＜対応＞

業者の信用性についての情報は、センターとして持っていません。突然来訪してくる販売業者等との契約は、特に慎重になるよう助言しました。

ワンポイント講座

訪問販売による販売であれば、クーリングオフ制度を利用して解約することができますが、この事例のような買い取りについては特定商取引法の規定がなく、売った後に取り戻したいと考えてもできない可能性があります。また、アクセサリーを安く買い取ったあとに、違うアクセサリーを「特別に安くするから」と売りつけられるという事例も発生しています。突然訪れる業者には特に注意をし、慎重に契約を行うようにしてください。

〈問い合わせ先〉消費生活センター（生活安全課内 ☎ 82・1139）